



お泊りできるサービスって？



A. 障がいのある人の日常を支援するためのサービスだよ。

[障がい福祉事業](#)には、とても多くのサービスがあるんだ。

大きく分けて主に18歳以上の人の「[障害者総合支援法](#)にもとづくサービス」と18歳未満の子ども「[児童福祉法](#)にもとづくサービス」に分けられるんだね。
ここでも、子どもに関するサービスのうち、お泊りできるサービスの説明を行うよ。

短期入所(ショートステイ)※障害者総合支援法に基づくもの

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合や、介護を行っている人の[レスパイト](#)サービス(休息)などとして、短期間、入浴、排せつ、食事などの必要な介護をしてくれるよ。
福祉型と医療型に大別されているんだ。

1泊だけの短いものから、長くて1週間程度のお泊りになるよ、ただし年間に利用できる日数は決まっているんだ。
将来、ひとりで過ごしていくことを見越して、小さいうちから利用している保護者さんもいるよ。
ただ、京都市では児童を預かってくれる短期入所の事業所の数がまだまだ少ないんだ。

京都市の場合、基本的には児童福祉センターの発達相談所が利用申請の窓口になるよ。
ただし、障害者手帳の有無によって申請窓口が変わるんだ。
迷ったら、まずは発達相談所に相談するといいね。

他にも、障がいの有る無しにかかわらず、小学生までなら利用できるショートステイもトワイライトステイという事業もあるよ。
お泊りするのがショートステイで、遅くまで預かってもらえるのがトワイライトステイ。
京都市の場合は、区役所・支所の子どもはぐくみ室に申請の手続きが必要で、基本的に[送迎](#)はないよ。

《MENU》

[《訪問系のサービスって？》](#)

[《入所系のサービスは、あるの？》](#)